

## 国際課税

### Q & A

#### ▶▶ 海外勤務者の会社負担の税額が修正され増額となった場合の処理

**Q** 内国法人甲の従業員乙は、1997年8月にX国における長期海外駐在の勤務を終え帰国しました。乙の海外勤務中に課される外国の所得税はすべて内国法人甲が負担することとしていましたが、今年になってX国における1996年の乙の所得税の課税が修正され、新たに追徴税額100万円が課されました。そこで内国法人甲は直ちにその追徴税額を支払いましたが、このように外国の租税を会社が負担している場合には、この追徴税額に対する内国法人甲及び従業員乙の税務処理はどのようになるのでしょうか。

**A** まず、会社が負担した100万円についてはその追徴税額の支払の際に従業員乙に対する給与（賞与）の支払があったものとして処理すべきものと思われます。

一方、従業員乙は、会社が追徴税額を支払った時に給与の支給を受けたこととなりますので、100万円は本年分の給与の一部として所得税が課されることとなります。

外国の租税の会社負担はあくまで内国法人甲と従業員乙との間の取決めによるものであり、当該追徴税額は、従業員乙に対して課されたものであることに相違ありません。

したがって、乙は、本年において外国で課された租税が生じることとなりますので、外国税額控除の適用が考えられます。

当該100万円が給与であることには異論はないと思われますが、その所得が国外源泉所得に該当するか否かの検討が必要となります。

従業員乙は、本年は全く海外勤務がないことから、通常であれば国外源泉所得に該当する給

与はないこととなります。しかしながらこの追徴税額は、海外勤務に関連して内国法人甲と従業員乙との間の約定に基づいて甲が負担することとされていますので、当該100万円は乙の海外勤務に基因するものと判断するのが妥当と思われます。

したがって、乙は本年において外国税額控除を行うことができますが、その計算上課された外国租税100万円、国外所得金額100万円として外国税額控除控除が行われることとなるものと考えます。

なお、実際には、甲と乙との間で、今回の外国の租税の追徴に伴うわが国の税負担についての調整も行われることになるものと思います。

（税理士 小沢 進）